

昭和四年六月八日

財政再建特別委員会

石川信義

福生町議会

中西齋藏

なる補足説明をいたします。いまだに御決意をいたさずして各議
 果を見せしむるのみか、このごとき、当時は今後財政の整理決定を受
 け再建にのり出すわけでありす。従いまして私もこれに賛成し、
 整理決定は好ましいとは思いますが、現下の財政の状況を鑑み、自主
 再建という、望みなく、過般整理中の生体の觀察を、市所に別れ、ぶさ
 更情を調査し、然るたもので、陳情の至るやうとされますが、職員各位

福生町議会

に成るべし。も所財政を直視し、建直しのため、に御理解と御助力を願
ひ、特別委員会といたし、本断腸の思いで、不採択と決定した次第で
ございます。また、本委員会の苦痛にも御理解の上、本委員会の決定通り
認可である事を願ひする次第でございます。

議長中西虎蔵君ニハより本員長報告に於ける質疑を行います。

答

一議長(中西虎藏君)質疑を終結いたします。おはかりいたします。陳情第
二号は本議長報告上の通り決するに御異議ありませんか。

要議なしと好ぶ者あり

議長中西亮蔵君御異議なしと認めます。よる陳情第二号は委員長報告のとおり可決いたしました。

一歳長(中西) 茂君二三回遊休題ハナシナリ

休遊
午去九時四十分

開議 午後五時十分

(主番 堀川英君入場) (九番 神野藤操君退場)

議長(中西虎蔵君)休憩(六分)終了(会議を閉じます。休憩中に神野藤操議員より議員の辞職願が提出された。この際日程に追加し審議したいと思はれますが、これに附議ありませんか。

(附議なしと答ふる者あり)

議長(中西虎蔵君)附議なしと認めます。よろしくごらんください。追加日程を議題とする事に決定いたしました。

議長(中西虎蔵君)追加日程第一議員の辞職許可についてを議題に供します。おかりいたします。本件は神野藤操議員の一人上に関する事であり、そのため自治法第百七条の規定により陳列したと思はれますが、これに附議ありませんか。

(附議なしと答ふる者あり)

議長(中西虎蔵君)附議なしと認めます。よろしくごらんください。陳列する事に決定いたしました。事務局局長として辞職願への朗読をいたします。

(島田議会事務局局長朗読)(省略)

議長(中西虎蔵君)おかりいたします。これに事務局局長より朗読があり、これにより神野藤操議員の辞職願も許可することに附議ありませんか。

(十番 石川信義君)議長

議長(中西虎蔵君)十番

(十番 石川信義君)今日の議会を最後に神野藤操議員が三年余りにわたる

議員活動から本生身上の都合により辞職願が提出されたわけ

であります。私が申し上げるまでもなく、わが福生町の現況から察し

て議員が名残をとり、事々わが議員にとりおれども又金所

にとりおれども誠にないものであるものがあるわけであり、従い

議に及び、オレイ百々人方の御理解と町に計する考え方を議決さ
すべしにござります。事も目分ではいかのオレイ、本日議長のもとに提
出し次第でござります。私に、オレイも、今後は、町民とナリ
オレイ百々人方に御理解に又外の立場から御協力いたしオレイ、自分
の職業に専念いたし百々人と共に町の発展のためにつくしていかに
いと考えあります。どうか、二も云りオレイも、又々、一筋に町発展
のためにつくしたいと思ひますのでよろしく御願ひいたした、と思ひ
ます。最後に町議会の今後の発展と又百々人方の御多幸をお祈りい
たしオレイ、御申でござります。が、私の御挨拶にかえさす、いいたがた
いと思ひます。誠にありがたうござります。た。

(議長 中西常蔵君登壇)

議長 中西常蔵君 この度神野藤議員が身長の都合により議員を辞職さ
れるわけあります。私、全議員を代表いたしオレイ、言送別の言葉を



申さす、いたした、と存じます。昭和三十年町議会改選におに
りオレイ、めだく当選され、今日まで二年余、町制のために其大なる御
力を下されオレイ、今日に至つたわけあります。が、不幸に、オレイ、身上
から御職され、この事を議長はじめ議員一同、感にふるわけあり
ます。どうか、今後、一町民として、又二年余りの議会活動をし、今
後、にけるわけ、議会議員に御指導御鞭撻を承ると共に、町繁栄
のため御協力ある人事を切に御願ひいたしオレイ、甚だ御申でござり
ます。言送別の言葉にかえさす次第でござります。

(午後一時二十分 神野藤議員退壇)

議長 中西常蔵君 以上で本日の日程は全部終了いたしまして、閉会を宣す
る。次に町長から御挨拶願ひます。

(町長 石川常太郎君登壇)

町長 石川常太郎君 御挨拶申し上げます。福生議会第二回臨時会におきま

ン、去年より本日も、非常に長期開会も重要作業を提出いた
 して、慎重なる御審議をいただき、本日は、改正の全部御可決いた
 して、誠にありがとうございます。表より厚くお礼申し上げます。
 今の御金算をもちます。特別委員会を設置するにたいして、加え
 て、管外視察もたいしていただき、言葉通り慎重審議を重たいにた
 いたわてあります。本場にたいして、所あかたに、事でございまして。
 私ども理事者同責任の重たいをもちます。痛感したわけでありませ
 単足審議を整えたい。目的等等に申し出をするつもりであります。
 誠にありがとうございます。なつたに、本神野藤議員さんの辞職が
 承認になつたわけでありませう。神野藤議員さんには、二年間の制の
 ために、力下されたい。本場にありがとうございます。ございまして。議席が二つ
 減つたわけでありませう。なつたに、一人減りまして、お所のために、議会全
 員御協力をお願いするわけでありませう。お礼をかねたい。

御挨拶といたします。

議長 中西虎蔵君、二時をもちまして、昭和四年年度第二回福生町議会臨時会を開会いたします。御協力誠にありがとうございます。ございまして。

午後十一時三十分閉会

右会議の次第は書記市川昭利の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

昭和四年六月廿日

福生町議会議長

中西虎蔵

議員

小堀 仁 大

議員

佃 泰 晋

議員

村野 弘

(四)

(事務所の所在地)

(事務の委託)

(所管事項)

一 米軍基地によつておこる航空機等の事故並びに騒音防止に関すること。

袖照膝撐護
魚尾

殿

昭和 年 月、日

東京都西多摩郡

福生町役場

電話 福生 0425(51)1511 代表

基地対策協議会規約（案）

（名称）

第一条 この会は、東京都三市六町基地対策協議会という。

（組織）

第二条 この会は、米軍施設の所在する左の周辺市町代表者各三名の委員をもつて組織する
立川市、昭島市、日野市、福生町、羽村町、瑞穂町、秋多町、村山町、大和町

（目的）

第三条 この会は、基地航空機等によつておこる共通の諸問題の調査並びに具体的解決を強力に推進することを目的とする。

（事務所の所在地）

第四条 この会の事務所は、会長の所属する市役所（町役場）におく。

（事務の委託）

第五条 この会の事務は会長に委託する。

（所管事項）

第六条 この会は、次のことを行なう。

- 一 米軍基地によつておこる航空機等の事故並びに騒音防止に関すること。

二 基地の騒音、その他被害に対する補償措置に関すること。

三 その他この会の目的達成に必要なること。

(役員)

第七条 この会に左の役員をおき、委員の中より互選する。

会 長 一 名

副会長 二 名

幹 事 九 名

2. 役員の任期は一年とする。

ただし、役員は、その任期が終了したときにおいても後任者が就任するまでの間引続きその職務を行なうものとする。

(費用)

第八条 この会の活動に要する費用は、各関係市町の拠出金による。

(委任)

第九条 この規約に定めるものの外、必要な事項は役員会に諮り会長が定める。

附 則

この規約は、公布の日から施行する。

地方議会議員の一時金制度の創設

退職一時金等の支給

地方議会議員（以下議員という）が、在職期間3年以上/2年未満で退職し、又は死亡した場合には、地方議会議員共済会（以下共済会という）は、退職一時金又は遺族一時金を支給するものとする。

2. 前項の退職一時金又は遺族一時金の額は、在職期間に係る掛金の総額に、その在職期間の次の区分に応じて次の割合を乗じて得た金額とする。

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 3年以上4年以下 | $\frac{70}{100}$ |
| (2) 4年をこえ8年以下 | $\frac{80}{100}$ |
| (3) 8年をこえ12年未満 | $\frac{90}{100}$ |

2. 退職一時金の支給を受けた者の年金の額

1. 退職一時金の支給を受けた者で、その後再び議員となつたものに支給する退職年金の額は、現行の退職年金の額から当該退職一時金の基礎となつた在職期間の年数一年につき、再退職時の標準報酬年額に $\frac{1.4}{100}$ を乗じて得た金額を控除した金額とする。

2. 退職一時金の支給を受けた者に係る、公務傷病年金又は遺族年金の額については、前項に準じて必要な調整を加えるものとする。

第3. 掛 金 等

1. 退職一時金又は遺族一時金の給付に要する費用を賄うため、掛金の率を標準報酬月額の $\frac{7}{100}$ (現行 $\frac{5}{100}$) に引き上げるものとする。
2. 議員が任期満了又は解散による選挙により、再び同一の地方公共団体の議会の議員となつた場合、又は市町村の廃置分合等があつたことによる選挙により、再び議員になつた場合等には、前後の議員の在職期間は引続いたものとみなし、当該退職に係る退職年金、退職一時金等(以下「共済給付金」という)は支給しないものとする。

第4. 経過措置等

1. 以上は、昭和40年6月1日から施行する。
2. 昭和22年4月30日から施行日の前日までの議員の在職期間は、退職一時金又は遺族一時金の受給資格の基礎となる議員の在職期間に算入する。
3. 退職一時金又は遺族一時金の額の算定基礎となる掛金の総額は、施行日以後の議員の在職期間に係る掛金の額に限る。
4. 前二項の適用により、退職一時金の支給を受けた者に係る年金の額について第2の措置を適用する場合には、施行日前の議員の在職期間は、退職一時金の基礎となつた在職期間に該当しないものとして控除額を算定する。

5. この法律による地方議会議員の年金制度の改正に伴う掛金率の改定は、一時金である共済給付金の給付に要する費用に充てるため行なわれるものであつて、共済給付金の支給実績に照らし、地方公共団体の負担が加重になるおそれが生じた場合は当該掛金等につき、必要に応じ検討されるべきものであること。